## １　計画の趣旨

全国的に人口減少が進行し、急速な少子化が進む中、本市では人口の増加と併せ子ども人口も増加してきました。また、核家族化や女性の社会進出に伴う夫婦共働き世帯の増加や保護者の就労形態の多様化などにより、保育需要の増加と保育ニーズも多様化してきています。

そのような状況の中ですべての子育て世帯が安心して子どもを産み育て、意欲をもって働ける社会環境の整備が求められており、子育て支援の役割を担う保育所は、効果的な保育サービスの提供、多種多様な保育ニーズの対応など、保育サービスの一層の充実が求められています。

本市では「育てよう未来にはばたく子どもたち～子育て支援Ｎｏ．１のまちを築こう～」の基本理念の基、将来を担う「子どもは宝」であるとの認識に立ち、子どもを安心して産み育てることのできる環境整備の推進を図っているところです。しかしながら、公立保育所運営においては国の動向や行財政改革の視点からも効率的な運営が求められています。これらのことから、本市公立保育所においても積極的な民間活力の導入による民営化等を推進します。本計画はそのための実施計画とします。

## ２　計画の位置付け

本計画は、「第２次木津川市行財政改革大綱」に定める重点改革項目における公共施設の民営化の推進の観点と平成27年３月に策定した「木津川市子ども・子育て支援事業計画」に定める計画内容の実現に向け、「木津川市待機児童の解消対策等ガイドライン」（平成27年改訂版）を基に公立保育所の民営化について、より具体に民営化の推進を図るため策定するものです。

## ３　国の保育施策の経過と動向

平成９年度に児童福祉法が改正され､保育事業の効率的運営や多様な保育ニーズへの迅速な対応と保育サービスの供給にも柔軟に対応できるよう、今までの社会福祉法人のほかに学校法人等も保育所を経営できるよう規制緩和が行われました。その一方で、公立保育所の運営財源については、国の三位一体改革により、平成16年度から保育所運営費の国庫負担金、平成17年度から延長保育事業費基本分がそれぞれ公立保育所のみ一般財源化（国から地方交付税として交

付）され、平成18年度からは保育所の施設整備事業に対し国から市に交付される次世代育成支援対策施設整備交付金についても、公立保育所のみ一般財源化されてきました。平成24年８月には、子ども・子育て関連３法が成立し、平成27年度から市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられるとともに、教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定子ども園）を対象とする施設型給付費、委託費に加え、地域型保育給付が創設され、市町村が認可を行った上で地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）を実施する事業者に対して、財政的な支援が可能となり、市の保育基盤を維持する上で現行制度を踏まえた施策への考慮が必要になります。

## ４　民営化の基本的な考え方

本市の保育所等の運営は、都市化等に伴い増加する保育需要や多様化する保育ニーズに適切かつ柔軟に対応することが求められており、市の責任を果たしつつ、民設民営方式の保育所や幼保連携型認定こども園等の誘致、公立保育所の民設民営方式への移行等の取り組みを推進することが必要となっています。

特に保育所等の民設民営方式での運営は、保育需要や保育ニーズの変化に柔軟に対応でき、独創的かつ創意工夫ある運営についても期待でき、保育サービスを充実できる有効な手段であり、国庫補助金等の支給対象となる同方式で保育所等を運営することは、限られた財源の中で保育サービスの充実を図れることから、保育所の民営化を進める必要性があると考えます。

今後、公立保育所、私立保育所の持つそれぞれの特色を活かし、市内の全ての園がそれぞれの機能を十分に発揮して保育事業を実施し、子育て環境の充実や保育の質の向上に努めるとともに、公立保育所の民営化の実施にあたっては、運営主体の変更による子どもへの影響について十分配慮した中で円滑に進めます。

## ５　公立保育所の現状と子ども人口の推移と見込み

### （１）保育所の状況

本市では平成 28 年４月１日現在公立保育所 12 園（うち３園については運営を民間委託）と私立保育所５園の合計 17 園で、充実した早朝・延長保育をはじめ、多彩な保育メニューの提供や独創的な保育所運営が行われています。

一方で、施設に目を向けると公立保育所では建設から 30 年を経過する建物もあり大半が老朽化の傾向にあります。（表-１）また、公設公営保育所における入所児童数は平成 28 年４月１日現在では定員数 1,217 人に対し 1,030 人となっています。（表-２）職員数については、保育事業の内容、施設規模等に応じ、各園に保育士等を配置し、全体で正職員が 81 人、嘱託職員が 30 人、他に臨時職員を適宜配置しています。

表-１ 保育所一覧（平成 28 年４月１日現在）

| 地 域 | 保育園名 | 公私区分 | 定 員 | 建設年 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 木 津 | 清水保育園 | 公立 | 30 人 | 昭和 50 年 | |
| | 相楽保育園 | 公立 | 150 人 | 昭和 51 年 | |
| | 愛光保育園 | 私立 | 90 人 | 昭和 51 年 | |
| | 相楽台保育園 | 公立 | 140 人 | 昭和 61 年 | |
| | 木津川台保育園 | 公立 | 120 人 | 平成３年 | |
| | 兜台保育園 | 公立 | 150 人 | 平成６年 | 運営民間委託 |
| | 木津保育園 | 公立 | 120 人 | 平成７年 | |
| | 梅美台保育園 | 公立 | 170 人 | 平成 17 年 | 運営民間委託 |
| | 州見台さくら保育園 | 私立 | 150 人 | 平成 20 年 | |
| | なごみ保育園 | 私立 | 270 人 | 平成 22 年 | |
| | 梅美台保育園分園 | 公立 | 29 人 | 平成 24 年 | 運営民間委託 |
| | 愛光みのり保育園 | 私立 | 180 人 | 平成 26 年 | |
| | 木津さくらの森保育園 | 私立 | 120 人 | 平成 27 年 | |
| 加 茂 | 南加茂台保育園 | 公立 | 150 人 | 昭和 58 年 | |
| | いづみ保育園 | 公立 | 230 人 | 平成 18 年 | |
| 山 城 | やましろ保育園 | 公立 | 250 人 | 昭和 54 年 | |
| | やましろ保育園分園 | 公立 | 27 人 | 平成 23 年 | |

表-２ 公設公営保育所児童数・職員数の状況（平成28年４月１日現在　単位:人）

| 保育園名 | 定 員 | 0 歳 | 1 歳 | 2 歳 | 3 歳 | 4 歳 | 5 歳 | 合計 | 正職員数 | 嘱 託<br>職員数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 清水保育園 | 30 | 6 | 6 | 14 | － | － | － | 26 | 5 | 1 |
| 相楽保育園 | 150 | 4 | 17 | 20 | 23 | 24 | 28 | 116 | 9 | 2 |
| 相楽台保育園 | 140 | 1 | 23 | 23 | 22 | 23 | 22 | 114 | 10 | 2 |
| 木津川台保育園 | 120 | 3 | 10 | 24 | 25 | 24 | 24 | 110 | 11 | 3 |
| 木津保育園 | 120 | 4 | 15 | 23 | 23 | 26 | 27 | 118 | 10 | 5 |
| 南加茂台保育園 | 150 | 6 | 17 | 24 | 33 | 31 | 30 | 141 | 9 | 4 |
| いづみ保育園 | 230 | 4 | 19 | 24 | 34 | 50 | 43 | 174 | 12 | 5 |
| やましろ保育園<br>(分園を含む) | 277 | 7 | 17 | 33 | 57 | 52 | 65 | 231 | 13 | 5 |
| 合　計 | 1,217 | 35 | 124 | 185 | 217 | 230 | 239 | 1,030 | 79 | 27 |

（２）保育所運営に要する経費

公立保育所と私立保育所の歳出決算額に対する市負担額を比較すると、公立保育所（公設公営方式）は園児一人当たり486千円、私立保育園は園児一人当たり233千円で、公立保育所の保育所運営に要する市負担額は、私立保育園の約２倍となっています。その主な要因は公立・私立での人件費の差や私立保育所の国府負担金等の収入による差が考えられます。

平成２６年度各方式別園児一人あたりの一般財源所要額（決算ベース）

●公立保育所（公設公営方式９園）

児童福祉費決算額（人件費・管理費等）　１，１９７，８５８千円

財源内訳
- 保育料　２４４，５８２千円
- 国庫・府支出金　１７，１０５千円
- その他特定財源　２，１３４千円
- 市一般財源（交付税分控除後）　５１８，７９２千円

園児数　１，０６７人

園児一人あたりの一般財源所要額　４８６千円

●公立保育所（公設民営方式３園）

| | | |
|---|---|---|
| 児童福祉費決算額（人件費・管理費等） | | ２９５，４９３千円 |
| 財源内訳 | 保育料 | ８０，８９４千円 |
| | 国庫・府支出金 | １２，０８８千円 |
| | 市一般財源（交付税分控除後） | ８６，５３８千円 |
| | 園児数 | ２９８人 |
| | 園児一人あたりの一般財源所要額 | ２９０千円 |

●私立保育所（５園）

| | | |
|---|---|---|
| 児童福祉費決算額（人件費・管理費等） | | ５４８，６８５千円 |
| 財源内訳 | 保育料 | １４８，２４６千円 |
| | 国庫・府支出金 | ２００，１０９千円 |
| | 市一般財源（交付税分控除後） | １３３，９２０千円 |
| | 園児数 | ５７４人 |
| | 園児一人あたりの一般財源所要額 | ２３３千円 |

園児ひとりに要する経費

| 運営方式 | 経費 | | 国庫補助金等の有無 |
|---|---|---|---|
| 公立（公設公営） | ４８６千円／人／年 | ２．０８倍 | 無 |
| 公立（公設民営） | ２９０千円／人／年 | １．２４倍 | 無 |
| 私立（民設民営） | ２３３千円／人／年 | ― | 有 |

（３）子ども人口の実績及び推計

本市の子ども人口（0歳～11歳）は、子ども・子育て支援事業計画では、平成30年をピークに減少に転じるものと推計されます。子ども人口の推移は、地域により特徴があり、木津東地域は、関西文化学術研究都市木津中央地区（城山台）の開発により、今後、毎年200人程度の増加と推計され、特に小学生の人口増が見込まれます。木津西地域は、年間90～100人程度、加茂地域は、今後年間50人程度減少していくものと推計されます。また、山城地域は10～20人程度の緩やかな減少と推計されます。

表-３　市全体　子ども人口（0～11 歳）推計

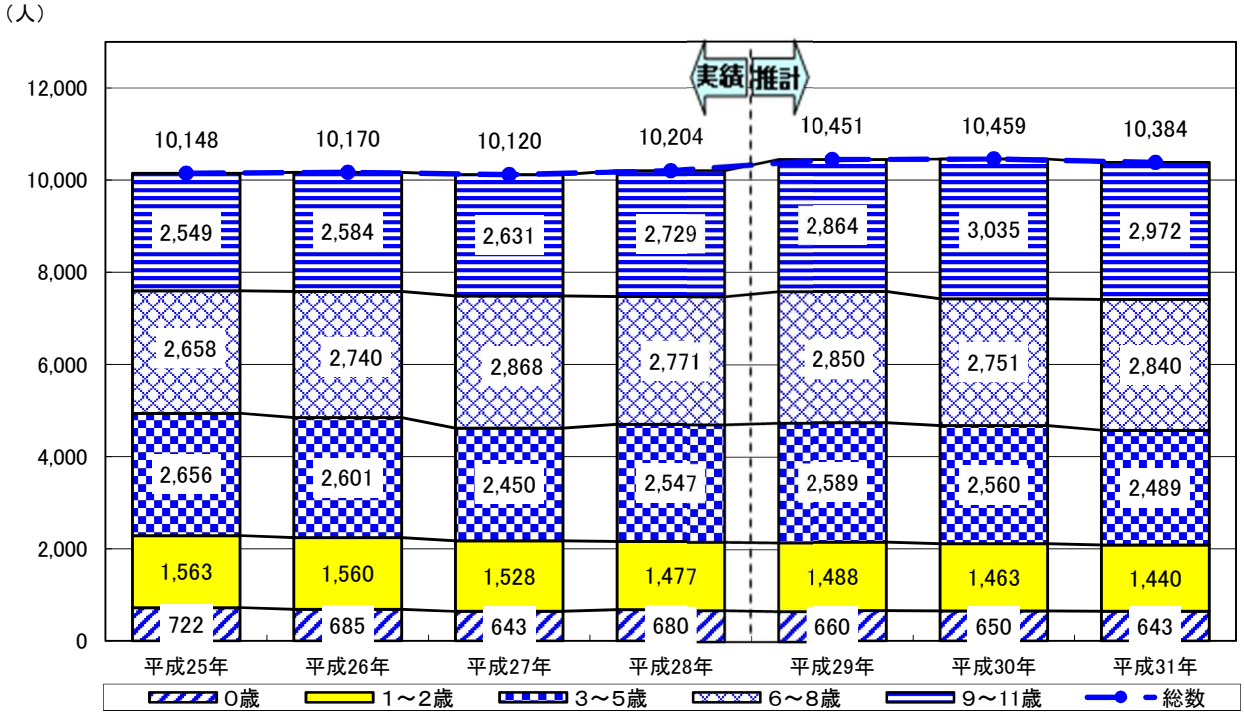


表-４　木津西地域　子ども人口（0～11 歳）推計

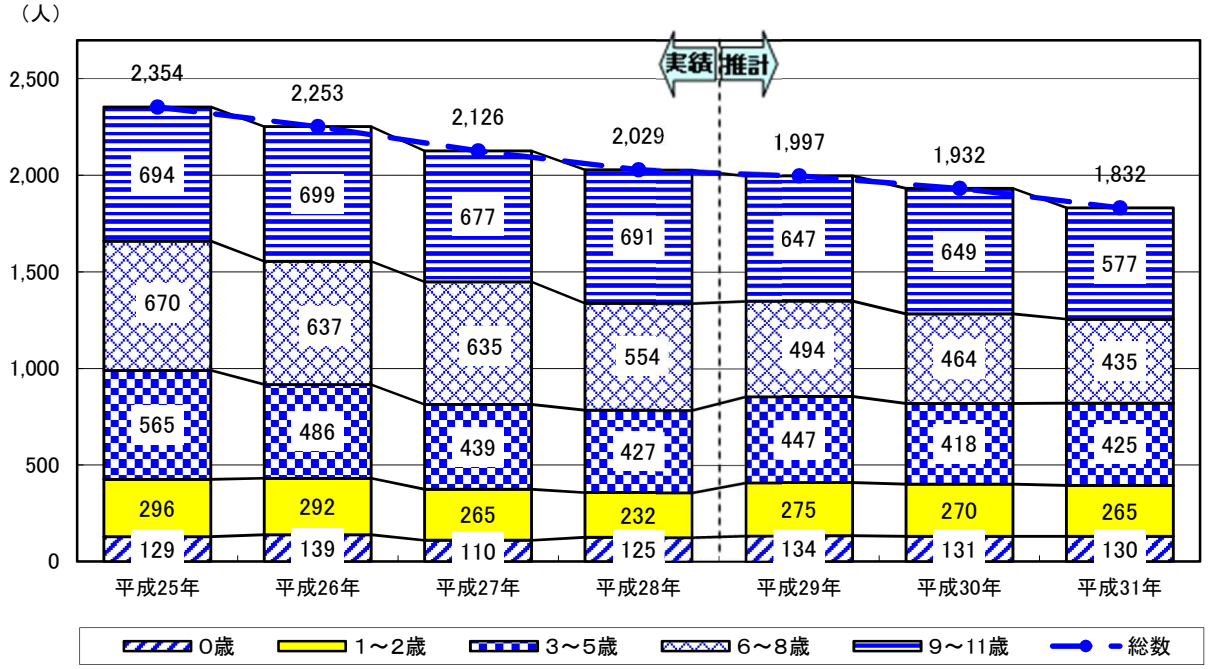

表-５　木津東地域　子ども人口（0～11 歳）推計

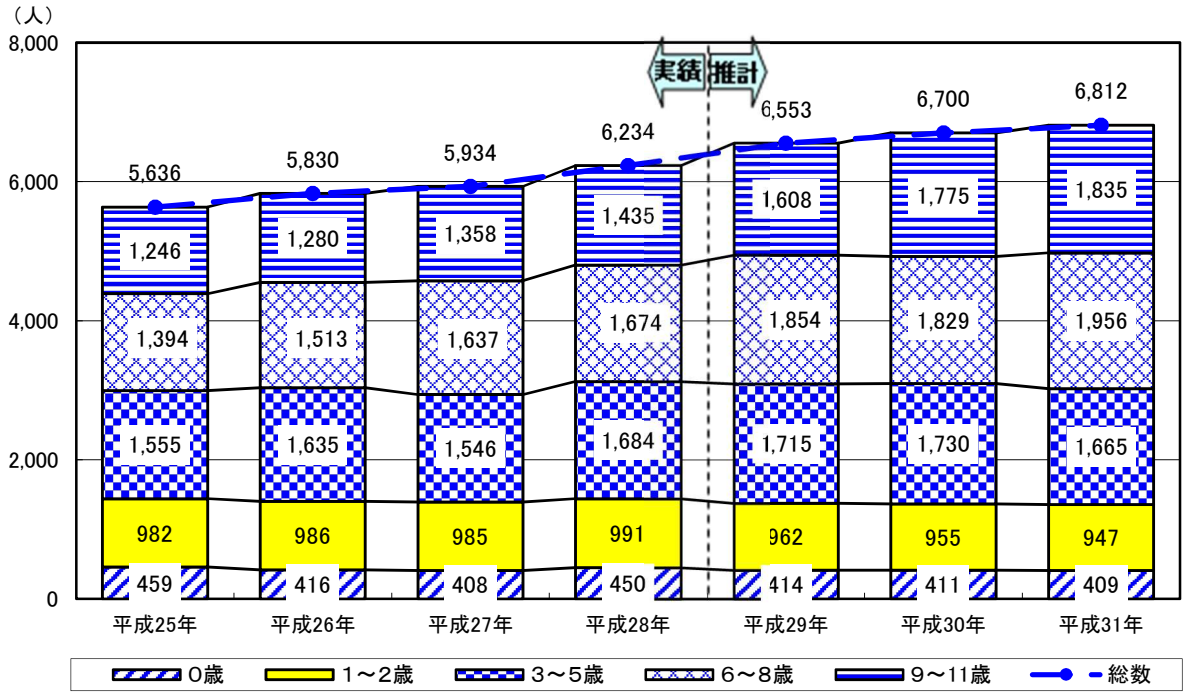


表-６　加茂地域　子ども人口（0～11 歳）推計

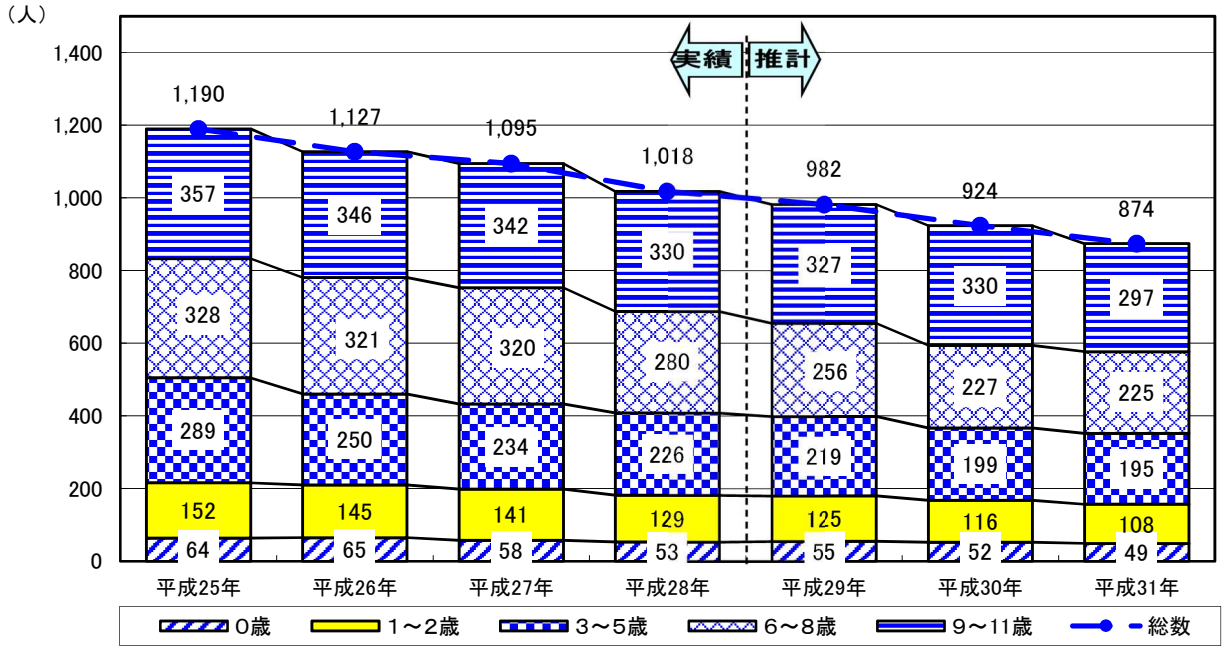

表-７　山城地域　子ども人口（0～11 歳）推計

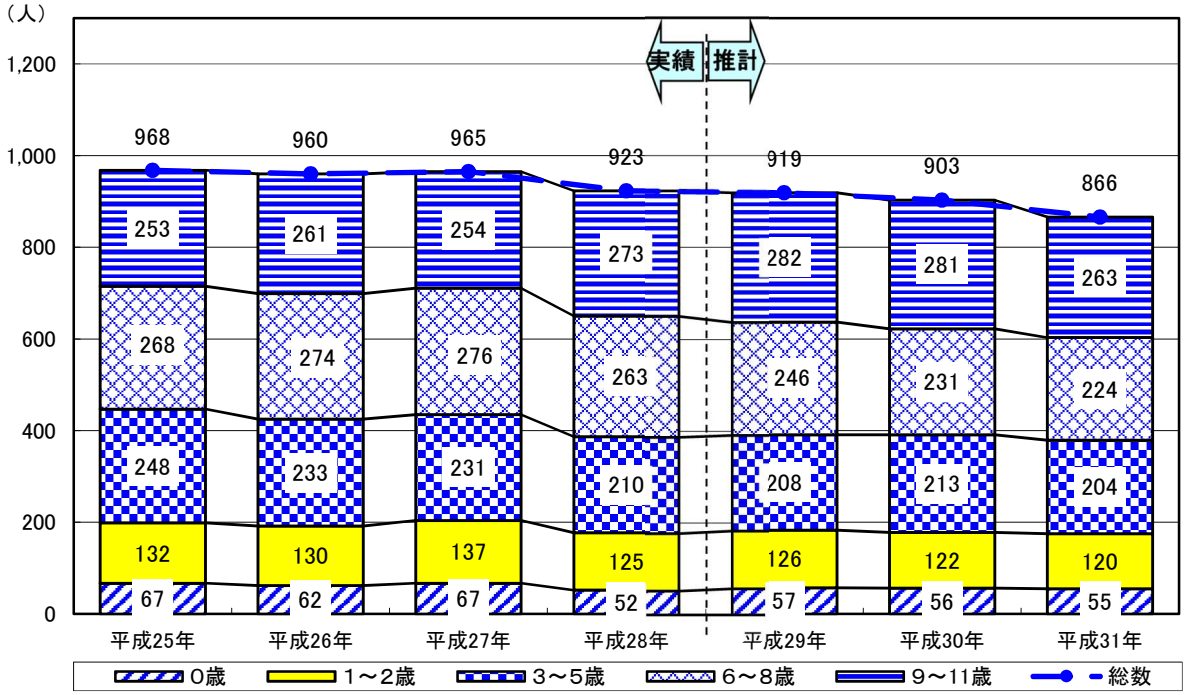


（４）保育の提供体制と保育所入所児童数の見込み

子ども・子育て支援事業計画における保育の提供区域は、供給過多、あるいは供給過少にも柔軟に対応できることや、子ども同士、親同士の交流機会の増加につながるようにすること等の観点から基本となる提供区域は、「市全域」の１区域と定めています。見込数については平成25年度に実施したニーズ調査結果から、子ども・子育て支援事業計画において保護者の就労状況や育児休業の取得状況、利用実績等を踏まえ、見込量を設定しています。（表-８）

また、保育の提供体制においては、保育所と認定こども園の状況も踏まえ市内の保育の供給バランスを勘案した中で公立保育所の設置の調整を図ります。

表-８　年度別保育所・認定こども園(保育所部)入所児童数の見込み（単位:人）

| 年　齢 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 0歳 | 223 | 270 | 270 | 270 | 270 |
| 1～2歳 | 718 | 760 | 790 | 790 | 790 |
| 小計 | 941 | 1,030 | 1,060 | 1,060 | 1,060 |
| 3～5歳 | 1,379 | 1,415 | 1,430 | 1,430 | 1,430 |
| 計 | 2,320 | 2,445 | 2,490 | 2,490 | 2,490 |

## ６　保育サービスの充実にむけて

公立保育所と私立保育所等が、それぞれの特性を十分に発揮して、協動・協調して保育を行うことの最大の効果は、保育サービス全体の向上を図れることです。

特に民設民営方式での保育所等の運営は、市の限りある財源や人材を効率的かつ効果的に活用でき、子どもが健やかに育つ保育環境の充実のみならず、本市が健全な行財政を維持する上でも有効な手段となります。

また、平成 22 年 11 月に実施した保育所利用者アンケートをとおし民設民営方式に対する一定の方向性がガイドラインで以下のとおり示されています。

【将来構想における当面の取り組み】

本市の保育所等の運営は、都市化等に伴い増加する保育需要・多様化する保育ニーズに適切かつ柔軟に対応することが求められています。

したがって、市の責任を果たしつつ、民設民営方式の保育所等の誘致、保育所の民設民営方式への移行、空きスペースの活用等の取り組みを推進することが必要となっています。

保育所等の民設民営方式での運営は、保育需要や保育ニーズの変化に柔軟に対応でき、創意工夫・独創的な運営についても期待できることから保育サービスを充実できる有効な手段であり、また国庫補助金等の支給対象となる同方式で保育所等を運営することは、本市の財政状況を考えると望ましいことです。

【保育所等の運営方式】

新しく開所する保育所等の運営方式を民設民営方式とし、公設公営・公設民営方式で運営している保育所についても、可能な園から順次、民設民営方式への移行を進めます。

しかしながら、すべての保育所を民設民営方式にすることはせず、公営・民間運営の保育所それぞれに長所・短所があることを認識して、すべての保育所がお互いに刺激し合い、補完し合うことで、市全体としての保育サービスアップを図ります。

また、それぞれの保育所等で特徴のある運営がおこなわれ、保護者がそれぞれのニーズにあった保育所等を選べるように選択肢の拡充を図ります。

【民設民営方式の効果】

本市では、保育ニーズが益々多様化しているため、さらなる保育サービスの充実が求められています。

しかしながら、財政状況は厳しいものが予測され、限られた予算の中で、より効率的・効果的な保育所等の運営が求められるため、園児数が著しく減少した場合や老朽化した園舎の建て替え時期等に合わせて、保育所等の統廃合や民設民営方式での運営を推進していく必要があります。

これにより軽減される財源や人材等を有効に活用し、子育て支援施策のより一層の推進を図ります。

【保育サービスの充実】

公設公営方式と民設民営方式の保育所等が、それぞれの特性を十分に発揮して、協動・協調して保育を行うことの最大の効果は、保育サービス全体の向上を図れることです。

民設民営方式での保育所等の運営は、市の限りある財源や人材を効率的かつ効果的に活用でき、子どもが健やかに育成する保育環境の充実のみならず、本市が健全な行財政を維持する上でも有効な手段となります。

【民設民営方式の具体的なメリット】

①相乗効果による保育全体のレベルアップと多様で良質な保育サービスを提供できる保育環境の充実

②保育需要・保育ニーズの変化に柔軟に対応でき利用しやすく充実した保育の提供

③多彩な保育メニューや特色ある保育サービスを提供する保育所等が存在することによる保護者の選択肢の拡大

④民間活力の活用による公共施設の適正配置の推進及び運営費の軽減

⑤行政組織のスリム化、効率的な執行体制の構築

## ７　公立保育所民営化の手法

### （１）保育所等の運営方式

公立保育所を民営化する手法としては、設置主体及び運営主体を共に移管先に移行する「民設民営方式」と、運営主体のみ民間に委託を行う「公設民営方式」が考えられます。本市においては、新しく開所する保育所等の運営方式を民設民営方式とします。また、公設公営・公設民営方式で運営している保育所については、民間事業者による柔軟な運営、自主性、経営の継続性、安定性、本市の財政面や人的効果などを考慮し、私立保育所として設置主体も運営主体も民間事業者に移行する民設民営方式へ計画的に移行を進めます。ただし、公立保育所は、保育事業の他、すべての子どもたちを支援する拠点としての機能も有することから、公で担う役割・状況等を踏まえ一部は存続します。

### （２）　公立保育所民営化後の運営主体

保育所の運営は、平成 12 年の児童福祉法の改正により、様々な事業者の参画が可能となっています。そうしたなか、民営化後の運営主体は、保育所の運営に実績があり、保育内容の継続、向上及び安定性を確保できる社会福祉法人とします。なお、原則的に公設公営方式で運営している保育所については公募による事業者募集を行うこととし、公設民営方式で運営している保育所については現行運営を行っている社会福祉法人に移管するものとします。

### （３）　民営化の条件

ア　運営について

①　移管先自ら保育所を運営すること。

②　移管を受けた土地・建物及び備品等は、当該保育所における保育以外の目的に使用しないこと。

③　移管決定後は、保護者及び地域関係者との話し合いに応じ、地域と一体となった運営に努めること。

④　民営化した保育所の運営は、市が行う保育事業と整合を図りながら、私立保育所の持つ柔軟性や効率性を活かした運営を進めること。

イ　施設・備品について

①　土地は、無償貸付けとし貸付期間は10年間。

②　建物は、無償譲渡。

③　保育用備品等は、無償譲渡。

④　建物や設備の修繕等が必要な場合は、市と移管先で協議し、必要に応じ市の補助制度等を活用し整備できるものとする。

ウ　職員配置について

①　保育にあたる職員は、保育士資格を有する者であること。

②　民営化された保育所の園長及び主任保育士は、幹部職員としての能力及び経験を有する者とし、当該保育所の専任職員であること。

③　当該保育所に勤務する保育士は、保育所等勤務経験が４年以上の者が全体の３分の１以上含まれていること。

④　引継ぎ保育については、市と保護者との協議を踏まえ、必要に応じ市の定める期間内で市は移管先と協議し実施する。

エ　保育

①　特別保育事業（乳児保育・早延長保育等）に積極的に取り組み、保育内容の向上に努めること。

②　市の子ども・子育て支援の施策を理解し、施策推進に積極的に協力すること。

③「人権を大切にする心を育てる保育」を実践すること。

④　保育技術の研修等をとおし、常に保育サービスの向上に努めること。

（４）　民営化移行期間及び民営化までの流れ

民営化の発表から民営化実施までの期間に、保護者の理解を深めながら引継ぎ体制を整備するための民営化移行準備を行います。

また、民営化移行準備には、十分な期間を設けます。公設公営保育所の民営化の場合、発表から民営化実施までの期間に、民営化移行準備として、保護者説明会、事業者選定、市・当該保育所の保護者代表・事業者による三者懇談会、合同保育を行うとともに移管後は必要に応じ市が定める期間内で移管法人と協議の上、引継ぎ保育を行います。

また、公設民営保育所の場合は発表後、保護者説明会を実施し円滑な移行に努めます。

【民営化までの流れ】

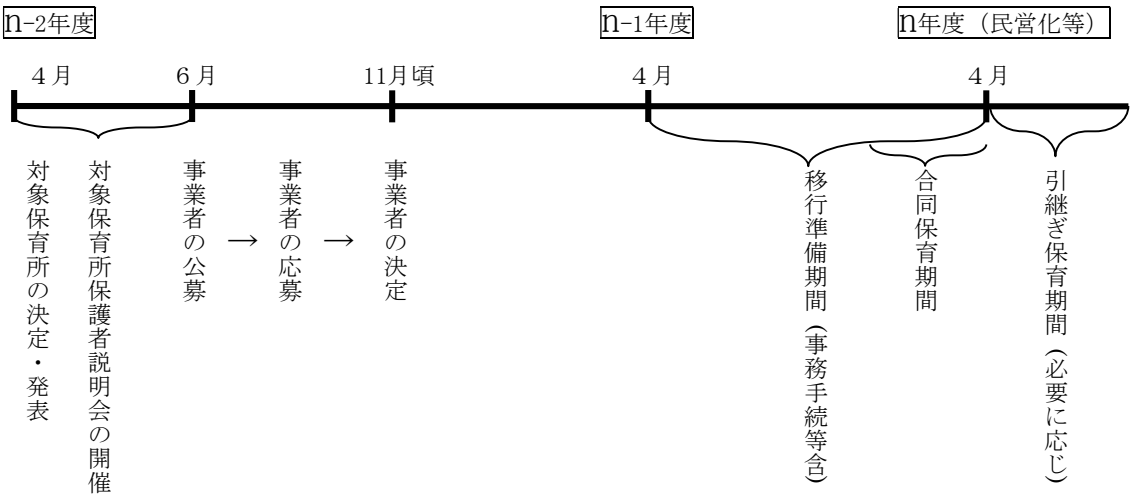


（５） 公立保育所（公設公営方式）民営化事業者募集及び選定

ア 事業者募集

① 事業者募集は、公募とし、企画提案型（プロポーザル方式）により選定します。なお、保育所の運営の安定化及び継続性を確保する点や運営の信頼性、サービスの充実を考慮し、社会福祉法人を募集する対象とします。

② 本市が求める保育所等の運営、より相応しい法人を確保するため、募集の範囲を限定せず、市内・市外を問わず広く募集します。ただし、市長が市内の法人において、本市が求めるニーズを満たせると判断した場合は、この限りではありません。なお、応募法人がない場合又は応募法人が応募資格等を満たせない場合は、再募集を行います。

③ 公募要領を別途定め、公募情報は、市ホームページなどで広く周知します。

イ 事業者の選定

① 事業者の選定は、本市民間保育所及び認定こども園設置運営法人選定委員会で選定し、最終的な決定は市長が行います。

【選定の流れ】

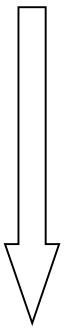

・事前審査　　応募書類の事前審査
・第１次審査　応募書類の内容審査
・第２次審査　応募法人への視察・ヒアリング
・プロポーザルの実施
　〔応募法人によるプレゼンテーション
　　選定委員会が、プレゼンテーションを受け審査〕
・最終決定　　市長による最終決定

② 選定基準は別途定め、事業の目的・理念、運営の透明性、社会的信望、社会福祉事業に関する知識・経験、資金計画・経理状況等、事業主体としての継続性や安定性等を総合的に勘案するとともに、保育所運営に関する条件を満たし、保育内容を継続、向上できるかどうかを審査します。

ウ　事業者の公表

事業者決定後、当該園の保護者に周知するとともに広く市民に公表します。

エ　協定の締結

民営化移行準備期間に行うべきことや、市と事業者の役割の確認のため市と事業者で協定の締結を行います。

（６）　職員の処遇

移管対象保育所の保育士等（市職員）は他の公立保育所への配置を基本とします。また必要に応じて他部局への配置換えも考えられます。なお、嘱託職員等については、必要に応じ移管先法人で引続き雇用して頂けることを条件に協議を行います。

８　公立保育所の役割と方向性

公立保育所は、保育に欠ける児童に対し保育を行うとともに保育の質の向上に努めてきました。 現在実施している乳児保育・延長保育・障がい児保育・一時保育等を推進していくとともに、今後、休日保育や病後児保育等の必要性、公で担う役割を精査しながら、限られた財源の中で保育の質の向上及び多様な

保育ニーズに応えていくために、公立保育所の担うべき機能、役割として、次の２点を積極的に進めます。

（１）　個別の支援を必要とする児童への対応

公立保育所は、保育事業の他、すべての子どもたちを支援する拠点の一つとして位置づけ、早い段階で支援の必要な子どもの発見や養育に関する相談対応等、保育内容を充実させるとともに、障がいをもった子ども達に対しても積極的に支援していきます。

（２）　地域拠点施設としての機能充実

公立保育所は、市における保育需要の実情や課題などの的確な把握に努め、ニーズに即した子育て支援施策を展開する地域拠点施設としての役割を果すとともに、関係機関と連携しながら市全体の保育水準の向上と機能の充実に取り組んでいきます。

９　民営化等実施計画

（１）　実施方針

全ての公立保育所について「民営化」・「統廃合」・「公設公営」等の方針を示します。民営化対象保育所の場合は、本計画「７ 公立保育所民営化の手法」に示すとおり、保育所が所在する地域住民及び保護者への十分な説明を行い理解を得るとともに、事業者の公募や保育内容等の引継ぎ等を考慮し、原則２年の準備期間を設けます。統廃合の対象保育所は近隣の保育所の設置状況や施設状況等を勘案し、統廃合を行う場合には、当該保育所が所在する地域住民及び保護者への十分な説明を行い理解を得るとともに、転園する児童への配慮のため、原則として２年の準備期間を設けます。

また、公設公営保育所については本計画「８ 公立保育所の役割と方向性」に示す公立保育所としての役割を担う保育所として存続します。

なお、公設公営保育所については、地域拠点保育所としての機能等も踏まえ、各地域に所要数を配置するとともに、必要に応じ幼保連携型認定こども園に移行します。

（２） 実施計画の期間

この実施計画の期間は、平成29年度から令和２年度までを１期、令和４年度から令和６年度までを２期とします。

（３）各保育所の実施計画（保育所名は平成29年3月末日ベース）

| 保育所名 | 実施予定年度及び方針 | 方針の内容 |
|---|---|---|
| 相楽保育園 | 令和６年度を目途に機能変更 | 子育て世代包括支援センターに機能変更。 |
| 清水保育園 | 公設公営 | 現行の保育所機能を維持し公設公営保育園として存続。 |
| 木津保育園 | 公設公営 | 地域拠点園として位置付け公設公営保育園として存続。 |
| 相楽台保育園 | 令和３年度統廃合<br>※（１）当面の間延期 | 近接する保育所の保育サービスの状況や距離的要件等を考慮し、兜台保育園に統廃合する。 |
| 木津川台保育園 | 令和２年度から民営化 | 量の見込み、施設規模、保育サービスの充実等の観点から民営化を行う。 |
| 兜台保育園 | 平成31年度から民営化 | 民間法人の委託実績等を考慮し平成31年度から民間法人に移管し民営化。 |
| 梅美台保育園 | 平成29年度から民営化 | 民間法人の平成28年度までの委託実績等を考慮し平成29年度から民間法人に移管し民営化。 |
| いづみ保育園 | 公設公営 | 地域拠点園として位置付け公設公営保育園から幼保連携型認定こども園へ移行する。 |
| 南加茂台保育園 | 令和６年度統廃合 | 近接する保育所の保育サービスの状況や距離的要件等を考慮し、いづみ保育園に統廃合する。 |
| やましろ保育園 | 公設公営 | 地域拠点園として位置付け公設公営保育園から幼保連携型認定こども園へ移行する。 |
| やましろ保育園分園 | 令和２年度本園に統合 | 分園の現況等を考慮し本園に統合。 |
| 梅美台（木津）保育園分園 | 令和２年度から機能変更<br>※（１）当面の間延期 | 他の子育て支援拠点施設として活用を検討する。 |

※（１）令和３年度の１期検証期間における検討を踏まえ、実施時期を決定する。

（４）各保育所･年度別実施スケジュール（実施順に表記、保育所名は平成29年3月末日ベース）

| 保育所名/年度 | １期 | | | | 1期検証期　間 | ２期 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 梅美台保育園 | 民営化 | | | | | | | |
| 兜台保育園 | 関係者説明会<br>民営化準備手続 | | 民営化 | | | | | |
| 梅美台(木津)保育園分園 | | 他の子育て支援拠点施設として活用検討及び準備手続 | | | | 他の子育て支援拠点施設として活用<br>※令和３年度の１期検証期間における検討を踏まえ、実施時期を決定する。 | | |
| 木津川台保育園 | | 関係者説明会<br>民営化準備手続 | 合同保育 | 民営化必要に応じ引継ぎ保育 | | | | |
| やましろ保育園分園 | | | | 本園に統合 | | | | |
| 相楽台保育園 | 関係者説明会<br>統廃合準備手続 | | | | | 兜台保育園に統廃合<br>※令和３年度の１期検証期間における検討を踏まえ、実施時期を決定する。 | | |
| 相楽保育園 | | | | | | 関係者説明会<br>機能変更準備手続 | | 子育て世代包括支援センターへ機能変更 |
| 南加茂台保育園 | | | | | | 関係者説明会<br>統廃合準備手続 | | いづみ保育園に統廃合 |
| いづみ保育園 | 公設公営 | | | | | | | 幼保連携型認定こども園化 |
| やましろ保育園 | 公設公営 | | | | | | | 幼保連携型認定こども園化 |
| 清水保育園 | 公設公営 | | | | | | | |
| 木津保育園 | 公設公営 | | | | | | | |

（５）計画前と計画後の市内保育所配置イメージ

【計画前】□内は定員数（平成29年3月末日ベース）（2号・3号のみ）

| | 木津地域 | 加茂地域 | 山城地域 |
|---|---|---|---|
| 私立保育所 | 愛光保育園 90<br>愛光みのり保育園 180<br>州見台さくら保育園 150<br>木津さくらの森保育園 120<br>なごみ保育園 270 | | |
| 公立保育所※ | 清水保育園 30<br>相楽保育園 150<br>相楽台保育園 140<br>木津川台保育園 120<br>兜台保育園 150<br>木津保育園 120<br>梅美台保育園 170<br>梅美台(木津)保育園分園 29 | 南加茂台保育園 150<br>いづみ保育園 230 | やましろ保育園 250<br>やましろ保育園分園 27 |

※公立保育所は公設公営、公設民営を含む

【計画期間終了後】□内は定員数（平成29年3月末日ベース）（2号・3号のみ）

| | 木津地域 | 加茂地域 | 山城地域 |
|---|---|---|---|
| 私立保育所※ | 愛光保育園 90※注①<br>愛光みのり保育園 180※注①<br>州見台さくら保育園 150※注①<br>木津さくらの森保育園 120※注①<br>なごみ保育園 270※注①<br>幼保連携型認定こども園藍咲学園 204(平成29年4月開設)<br>梅美台保育園 170※注①<br>兜台保育園 150<br>木津川台保育園 120 | | |
| 公立保育所 | 木津保育園 120<br>清水保育園 30 | いづみ保育園 230<br>（幼保連携型認定こども園） | やましろ保育園 280<br>（幼保連携型認定こども園） |

※私立保育所欄は幼保連携型認定こども園を含む
※注①平成29年4月から幼保連携型認定こども園へ移行

【計画前後 保育園数と定員数】

計画前　　17園（私立５園　公立12園）　総定員数　2,376人
計画期間終了後　13園（私立９園　公立４園）　総定員数　2,114人

（６）計画終了後の配置図（平成29年3月末日ベース）

※注① 平成29年4月から幼保連携型認定こども園に移行

10　民営化移行後の市の関与

（１）　移行後の保育内容の確認等

市は事業者による保育内容を逐次確認するとともに、問題が生じた場合には調整に入り、必要な改善指導を行います。

（２）　移行後における市の支援

保育の質の維持・向上のため、市は事業者に予算の範囲内で補助金等の面で支援を行います。

（３）　評価と情報の公開

事業者に対し、福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を義務付け、第三者の視点により評価を行います。なお評価の結果を公表するなど情報の開示に努めます。

11　計画の見直しについて

計画の期間中に、関係法令の改正、社会情勢の変化、他の事業計画の状況等により必要に応じて計画の見直しを図ります。